

総務企画委員会記録
<第1号>

平成22年第2回沖縄県議会（6月定例会）

平成22年6月16日（水曜日）

沖縄県議会

総務企画委員会記録<第1号>

開会の日時

年月日 平成22年6月16日 水曜日
開 会 午前10時49分
散 会 午前11時12分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 乙第2号議案 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（先議案件）
- 2 乙第3号議案 沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（先議案件）

出 席 委 員

委 員 長	當 間 盛 夫 君
副 委 員 長	山 内 末 子 さん
委 員	島 袋 大 君
委 員	吉 元 義 彦 君
委 員	照 屋 守 之 君
委 員	浦 崎 唯 昭 君
委 員	崎 山 嗣 幸 君
委 員	新 里 米 吉 君
委 員	前 田 政 明 君
委 員	金 城 勉 君

委員 糸 洲 朝 則 君
委員 新 垣 清 涼 君
委員 玉 城 義 和 君

委員外議員 なし

欠席委員

なし 君

説明のため出席した者の職・氏名

総務部長 兼 島 規 君
総務統括監 久 田 裕 君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び乙第3号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の2件を一括して議題といたします。

なお、ただいまの条例議案2件は、本日の本会議において先議案件として本委員会に付託されております。

本日の説明員として総務部長の出席を求めています。

乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例及び乙第3号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は内容が関連することから、一括して審査を行います。

ただいまの議案2件について、総務部長の説明を求めます。

兼島規総務部長。

○**兼島規総務部長** それでは、乙第2号議案、乙第3号議案について、一括審査のため続けて説明いたします。

資料の平成22年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その2）をごらんください

い。

3 ページをお開きください。

乙第2号議案沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

この議案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、いわゆる育児・介護休業法の一部改正に伴い、職員の就業と育児の両立を支援するため、県職員の勤務条件について、所要の整備を行うものであります。

具体的には、配偶者が常態として子を養育することができる職員が、育児のための早出遅出勤務及び時間外勤務の制限を請求することが可能となること、及び職員が3歳未満の子を養育するために請求した場合には、時間外勤務等をさせてはならないこととするなどの改正を行うものであります。

続きまして5ページをお開きください。

乙第3号議案沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について説明します。

この議案は、先ほど説明しました乙第2号議案と同様の趣旨で、職員の育児休業等制度について、所要の整備を行うものであります。

具体的には、配偶者が育児休業をしている職員及び配偶者が常態として子を養育することができる職員についても、育児休業及び育児短時間勤務等の取得が可能となることなどの改正を行うものであります。

以上、乙第2号議案、乙第3号議案の概要を説明いたしました。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 総務部長の説明は終わりました。

これより、乙第2号議案及び乙第3号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 現在の育児休業に関する制度の利用状況は、どんなですか。

○**久田裕総務統括監** まず、男性職員の育児休業等の取得実績についてですが、ここ数年を説明しますと、平成17年度が1人、平成18年度がゼロ、平成19年度が1人、平成20年度が3人、平成21年度がゼロでございます。

そして、女性職員を含めた全体としては平成19年度が180人、平成20年度が163人、平成21年度が178人となっています。

○前田政明委員 育児休業の場合の所得保障はなかったですか。これはどんなでしたか。

○兼島規総務部長 給与は無給でございます。

○前田政明委員 男性職員の場合はほとんど利用されていないことについて、皆さんはどのように考えているのですか。

○兼島規総務部長 今回の条例改正の趣旨は、女性職員の場合は100数十名の方々が育児休業をもらっているわけですが、男性職員にも道を開いた条例改正なんです。

ところが今申し上げましたように、男性職員で育児休業を取得している方々が少ないので、今回条例改正で少し門戸が開きましたので、少しはふえるかなと思いますけれども、いずれにしても、男性職員が育児休業をできる環境を整備することが第一。もう一つは、やはり職員にもう少し周知徹底を図る必要があるかと思います。我々としては、そういう子育てプログラムなどをつくりまして、しっかり職員にも周知徹底を図っていきたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 もう少し具体的に伺えますか。今本当に男性職員が大変少ないんですけれども、対象者数ですか、そのうちの何%がとっている状況ですか。

○兼島規総務部長 平成20年度で育児休業の取得率が0.5%でございます。

○山内末子委員 男性職員に限って0.5%。では、女性職員も含めると何%ですか。

○兼島規総務部長 ちょっと今数値は……。

○山内末子委員 後でよろしいです。

今どうして男性職員について取得が少ないのか、これからいろいろと検証もしながら、実効性のある条例にしていただかなければ、本当によい条例とは言えないと思います。

そういった意味でしっかりと検証していく作業について、今後どのような形で進めていくのか、1つお聞かせください。

○兼島規総務部長 先ほども少し申し上げましたけれども、確かに男性職員に育児休業の取得を促進することは、職員の意識改革や、やはり職場の雰囲気づくりも含めて意識改革を行う必要があるかと思っています。

平成22年3月に私どもは、沖縄県特定事業主行動計画一わくわく子育て応援プランをつくりまして、子育てに関する周知の徹底や、ワーク・ライフ・バランスのあり方についての研修、それから働き方及び職場の環境づくりの見直し等々について、職員と協力体制をとりながら、実行していこうと取り組んでございます。

○山内末子委員 その辺は啓蒙活動だけではなくて、ぜひ数値目標もしっかり示す作業までやっていかなければ、なかなか利用できないと思います。その辺のところもひとつよろしく願っていたと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 育児だけではなくて、介護休業の法律も改正されたと思うのですが、高齢者や家族の介護の改正はされているのか、されていないのか。どうなんですか。

○兼島規総務部長 議案を2つ御説明しましたけれども、先ほどの話は乙第3号議案の話でございますけれども、崎山委員の御指摘につきましては、乙第2号議案の中で介護する場合についても、早出勤務や遅出勤務、男性がやる場合についてそういった制度、条例の改正でございます。

○崎山嗣幸委員 両親や家族も対象範囲ですかと聞いているのですが、そうではないのですか。介護休業の中における改正は、今言われている早出勤務、遅出勤務についての対象者はどうなんですかと聞いているわけ。この育児休業だけの話なのかと聞いている。

○兼島規総務部長 育児だけではなく、介護も含まれております。

○崎山嗣幸委員 取得するときには規則をつくって、例えば申請が要るのですか、証明か何か。それとも、自己申告なんですか。

○兼島規総務部長 規則をつくりまして、その認定といいますか、そういう家族がいる、それからほかにそういった手立てをやる職員、人がいないとかを確認しながらの作業になるかと思います。

○崎山嗣幸委員 どちらにしても、法律の趣旨はそういう支援をする立場だし、介護も育児もそうなので、これがとりやすい方向での規則にしてもらいたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 もうちょっと詳しく、少しわかるように説明をしていただけませんか。乙第2号議案の概要などで職員の範囲を広げるとか、それから実際に乙第3号議案などでのとれる日数とか、そういうことを含めて少しわかるようにざっと説明してくれませんか。

○兼島規総務部長 まず乙第2号議案でございすけれども、これは配偶者が常態として子を養育することができる職員という条件がございす。

そう申し上げますのも、例えば母親が常に子を養育できる状態である職員の場合は、今までは早出勤務、遅出勤務、それから時間外勤務の制限などができなかったのですが、母親が育児に専念している状態の場合の職員でも、早出勤務、遅出勤務ができるという規定の改正が1点でございす。

もう一点は、職員が3歳未満の子を養育するために請求をした場合について、職員の業務を処理するための処置を講ずることが著しく困難である場合を除きまして、時間外勤務をさせることはできないと。要するに、3歳未満の子がいて、時間外勤務をしたくないという請求があった場合については、時間外勤務をしなくてもよいという規定の改正が乙第2号議案の趣旨でございす。

乙第3号議案のほうは、今までは職員の配偶者の就業状況が、例えば育児に専念しているとかそういった常態の者がおりますと、男性職員は育児休業、育

児短時間勤務、それから部分休業の取得ができませんでした。要するに、母親が育児休業をとっている場合、男性職員はとれなかったのです。それが母親がとっていても、男性職員もとれる道を開いたのが1つでございます。

それから、子の出生の日から57日以内に職員が育児休業を取得した場合は、再度育児休業ができなかったのですが、再度育児休業の取得も可能にするという規定の改正になっております。

ちなみに、先ほど山内委員から女性の場合の取得について質疑がございましたが、女性の場合、平成20年度実績で、対象者600名のうち取得者は98.0%—育児休業をとることができる女性職員が600名いるわけですけれども、そのうち588名が育児休業を取得しており、98.0%が取得しています。

男性の場合には対象者が930名おりますが、取得者は5名、0.5%でございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第2号議案及び乙第3号議案に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。
休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の順序・方法などについて協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、乙第2号議案及び乙第3号議案の条例議案2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの条例議案2件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第2号議案及び乙第3号議案の条例議案2件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日予定の日程はすべて終了いたしました。

次回は、7月1日 木曜日 本会議終了後に委員会を開きます。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫